

新居浜市建設業者格付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う競争入札の参加基準となる建設業者の格付事務について必要な事項を定めるものとする。

(格付事務の所管)

第2条 格付事務は、契約担当課において所管する。

2 市長又は契約に関する事務を委任された副市長（以下「契約担当者」という。）は、新居浜市入札制度等検討委員会の意見を聞いたうえ、その結果を「建設業者格付名簿」に集録し、公表するものとする。

(格付実施方法)

第3条 格付は、新居浜市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領の規定により建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した業者のうち、原則として市内に主たる営業所を有する業者について、次の方法により、業種ごとに格付総合数値を算出し、別表第1の基準により実施するものとする。なお、格付を行う業種は、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事とし、格付の基準日は、申請書を提出した日以後の最初の4月1日とする。

(1) 客観要素による評点

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の総合評定値に2分の1を乗じて得た数値（小数点以下切捨て）

(2) 主観要素による評点

次により得られる数値を合計した数値

ア 基準日の属する年度の直前2か年度に本市（新居浜市上下水道局及び新居浜港務局（以下「上下水道局等」という。）を含む。）から受注し、完成させた工事の業種別工事検査成績の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を基に、別表第2の規定により得られる数値

イ 経営事項審査の業種ごとにそれぞれの元請完成工事高に応じ、別表第3の規定により得られる数値

ウ 基準日の属する年度の直前2か年度に本市（上下水道局等を含む。）から受注し、完成させた工事のうち、工事検査成績が80点以上の工事がある場合は、業種ごとに当該工事1件につき10点を加算し、60点未満の工事がある場合は、業種ごとに当該工事1件につき10点を減じることとし、これらを業種ごとに合計して得られる数値

エ 基準日の属する年度の直前2か年度に新居浜市優良建設工事市長表彰、愛媛県優良建設工事知事表彰、四国地方整備局優良工事局長表彰又は四国地方整備局安全工事局長表彰のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種において1件につき10点を加算する。

オ 本市と災害時の応急活動に関する協定を締結している団体に加入している場合は、格付を行うすべての業種において10点を加算する。また、本協定に基づく応急対策業務、訓練等の地域貢献活動に参加した場合は、さらに10点を加算する。

カ 障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい

る者）を常用で雇用している場合は、格付を行うすべての業種において10点を加算する。

キ 監理技術者を雇用している場合は、業種ごとに1人につき5点を加算し、主任技術者を雇用している場合は、業種ごとに1人につき2点を加算する。ただし、その合計点数が100点を超える場合は、100点を加算する。

ク 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／CPDS（継続的専門能力啓発システム）登録者の合計取得単位数について、別表第4の規定により得られる数値（対象業種は土木工事のみとする。）を加算する。

ケ 社団法人愛媛県建築士会が実施する建築CPD（建築士会継続能力開発制度）登録者の合計取得単位数について、別表第5の規定により得られる数値（対象業種は建築工事のみとする。）を加算する。

コ 基準日の属する年度の直前2か年度に本市（上下水道局等を含む。）から指名停止措置を受けている場合は、格付を行うすべての業種において当該指名停止期間1か月につき5点を減じる。この場合において、指名停止期間に1か月未満の端数の期間がある場合は、当該端数の期間を1か月とみなす。

サ 建設業労働災害防止協会に加入している場合は、格付を行うすべての業種において10点を加算する。

シ 建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条による建設機械及び建設業の用に供する作業船を保有（3年以上リースを含む。）する場合、1台（隻）につき1点を加算する。ただし、その合計点数が10点を超える場合は、10点を加算する。

ス 基準日の属する年度の直前2か年度に国、愛媛県及び新居浜市が主催する新居浜市内における地域貢献活動に参加した場合、10点を加算する。ただし、企業・組合等として継続して活動していることが明らかに確認できるものに限る（市民参加と同様の単独のボランティア参加は除く。）。

セ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定する協力雇用主として保護観察所に登録している場合は、格付を行うすべての業種において10点を加算する。

（3）格付総合数値

客観要素による評点と主観要素による評点を合計した数値

2 前項の方法により格付けを行った業者の業種別の年間平均完成工事高が別表第6の業種別・等級別の必要最低年間平均完成工事高に満たない場合は、当該工事の格付け等級を相応する等級まで降格させるものとする。

（新規業者等の格付）

第4条 令和5・6年度に格付されていない業者については、前条の規定により格付する等級より2等級下位の等級に格付し、本市における工事实績を観察する。この場合において、同条の規定により格付する等級がD又はEである場合は、Eの等級に格付するものとする。
（その他）

第5条 契約担当者は、この要綱に定めのない場合は、新居浜市入札制度等検討委員会の意見を聞いたうえ、格付を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成6年4月1日から実施する。

(格付の基準日の特例)

- 2 第3条の規定にかかわらず、業者が、令和7年4月1日から令和9年1月31日までの間に申請書を提出した場合（令和9・10年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請のために提出したものを除く。）の格付の基準日は、当該申請書を受領した日の翌々月の1日とする。

附 則

この要綱は平成7年6月30日から実施する。

附 則

この要綱は平成13年5月28日から実施する。

附 則

この要綱は平成17年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が平成21年4月2日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が平成23年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が平成25年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が平成27年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が平成29年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が平成31年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が令和3年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が令和5年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 業者が令和7年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申請書を提出した場合の格付の実施方法については、改正後の新居浜市建設業者格付事務取扱要綱の規定を適用する。

別表第 1（第 3 条関係 格付総合数値等）

業種 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事及び 水道工事
特 A	445 点以上	-	-	-
	特定建設業許可を有し、建設業法第 15 条第 2 号イ又はハのいずれかに該当する技術者を 2 名以上有する者に限る。	-	-	-
A	445 点以上		425 点以上	415 点以上
	等級特 A に該当する者を除く。	-	-	-
B	375 点以上 444 点以下		355 点以上 424 点以下	345 点以上 414 点以下
C	315 点以上 374 点以下		295 点以上 354 点以下	285 点以上 344 点以下
D	255 点以上 314 点以下		235 点以上 294 点以下	225 点以上 284 点以下
E	254 点以下		234 点以下	224 点以下

別表第 2（第 3 条関係 平均工事成績）

数値	工事成績
6 0	8 0 点以上
5 0	7 8 点以上 8 0 点未満
4 0	7 6 点以上 7 8 点未満
3 0	7 4 点以上 7 6 点未満
2 0	7 2 点以上 7 4 点未満
1 0	7 0 点以上 7 2 点未満
0	6 5 点以上 7 0 点未満
△ 1 0	6 0 点以上 6 5 点未満
△ 3 0	6 0 点未満

別表第 3（第 3 条関係 元請完成工事高）

数値	元請完成工事高
7 0	1 0 億円以上
5 0	5 億円以上 1 0 億円未満
4 0	3 億円以上 5 億円未満
3 0	1 億円以上 3 億円未満
2 0	5 千万円以上 1 億円未満
1 0	3 千万円以上 5 千万円未満
5	3 千万円未満（実績なしは除く）

別表第 4（第 3 条関係 土木施工管理／C P D S）

数値	単位数
1 0	1 2 0 unit以上
8	9 0 unit以上 1 2 0 unit未満
6	6 0 unit以上 9 0 unit未満
4	3 0 unit以上 6 0 unit未満
2	1 unit以上 3 0 unit未満

別表第 5（第 3 条関係 建築C P D）

数値	単位数
1 0	1 2 0 単位以上
8	9 0 単位以上 1 2 0 単位未満
6	6 0 単位以上 9 0 単位未満
4	3 0 単位以上 6 0 単位未満
2	1 単位以上 3 0 単位未満

別表第6（第3条関係 業種別・等級別の必要最低年間平均完成工事高）

格付等級	土木	建築	その他
特A	5,000万円以上		
A	3,000万円以上	5,000万円以上	別表第1の等級とする。
B	1,500万円以上	3,000万円以上	
C	1,000万円以上	1,500万円以上	
D	200万円以上	200万円以上	
E	200万円未満	200万円未満	200万円未満